



金 沢 市 公 報

号外第14号の2

令和4年(2022年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則 (") 16
○金沢市特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する規則 (文書法制課) 1		○職員の給与に関する条例施行規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 16
○金沢市公文書等管理委員会規則 (") 14		○金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則 (総 務 課) 18
○金沢市公文書館条例施行規則 (") 15		○金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (子育て支援課) 18
○金沢市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則 (建築指導課) 15		

規 則

金沢市特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第34号

金沢市特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市公文書等の管理に関する条例(令和3年条例第2号。以下「条例」という。)第29条の規定に基づき、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(特定歴史公文書等の保存)

第3条 市長は、特定歴史公文書等を、金沢市公文書館条例(令和4年条例第1号)第1条の規定により設置された金沢市公文書館(以下「公文書館」という。)その他適切な場所において永久に保存するものとする。

2 市長は、特定歴史公文書等の保存場所の温度、湿度その他環境の整備について、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(特定歴史公文書等の目録の記載事項)

第4条 条例第12条第4項の規定により作成する目録には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、当該事項に条例第13条第1項第1号アからエまでに掲げる情報が含まれている場合又はやむを得ない理由により当該事項を記載できない場合にあつては、この限りでない。

- (1) 分類
- (2) 名称
- (3) 移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名
- (4) 移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期
- (5) 記録媒体の種別
- (6) 請求番号
- (7) その他適切な保存及び利用に資するものとして市長が必要と認める事項

(本人であることを示す書類の提示又は提出)

第5条 条例第14条に規定する本人であることを示す書類の提示又は提出は、市長に対し、官公署が発行した免許証、許可証、身分証明書等であつて本人の写真を貼り付けたものの提示その他市長が適当と認める方法により行わな

ればならない。

(利用請求書の様式等)

第6条 条例第15条第1項の規則に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用請求に係る特定歴史公文書等の請求番号

(2) 希望する利用の方法

2 条例第15条第1項の利用請求書は、特定歴史公文書等利用請求書(様式第1号)とする。

3 市長は、利用請求者が条例第15条第2項の規定による利用請求書の補正の求めに応じないときは、当該利用請求を却下するものとする。

(利用決定等の通知)

第7条 条例第16条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称及び請求番号

(2) 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用の日時及び場所

2 条例第16条第1項に規定する書面は特定歴史公文書等利用決定通知書(様式第2号)とし、同条第2項に規定する書面は特定歴史公文書等利用制限決定通知書(様式第3号)とする。

(利用決定等の期間の延長の通知書)

第8条 条例第17条第2項に規定する書面は、特定歴史公文書等利用決定等期間延長通知書(様式第4号)とする。

2 条例第18条に規定する書面は、特定歴史公文書等利用決定等期間特例延長通知書(様式第5号)とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第9条 条例第19条第1項及び第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項(第2号に掲げる事項にあっては、同条第2項に該当する場合に限る。)とする。

(1) 利用請求の年月日

(2) 利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させようとする理由

(3) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第19条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用請求の年月日

(2) 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由

(3) 利用請求に係る特定歴史公文書等に付されている条例第8条第4項の規定による意見の内容

(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第19条第1項から第3項までの規定による通知は、特定歴史公文書等の利用に係る意見書の提出に係る通知書(様式第6号)により行うものとする。

4 条例第19条第1項から第3項までの意見書は、特定歴史公文書等の利用に係る意見書(様式第7号)とする。

5 条例第19条第4項の規定による通知は、特定歴史公文書等利用決定に係る通知書(様式第8号)により行うものとする。

(電磁的記録の利用の方法)

第10条 条例第20条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) ビデオテープ又は録音テープに記録されたもの 視聴又は複製物の交付

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイ装置に表示し、又は光ディスクに複製することが容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は複製物の交付により利用させることができる。

3 第1項第1号及び前項の規定による電磁的記録の複製物の交付は、当該電磁的記録の全部を利用させる場合限り行うものとする。

(特定歴史公文書等の閲覧の方法等)

第11条 特定歴史公文書等の閲覧又は視聴をする者は、当該特定歴史公文書等を汚損し、又は破損することがないよう丁寧に取り扱いなければならない。

2 特定歴史公文書等の閲覧又は視聴をする者は、公文書館の館内その他の市長が適当と認める場所において閲覧又は視聴をしなければならない。

3 市長は、前2項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対し、特定歴史公文書等の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(写しの交付の方法等)

第12条 特定歴史公文書等の写しの交付は、当該特定歴史公文書等の全部について行うほか、その一部についても行うことができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、具体的な範囲の特定を求めるものとする。

2 特定歴史公文書等の写しを交付する場合の交付部数は、利用請求1件につき1部とする。

(写しの作成等に要する費用の額等)

第13条 条例第21条の費用の額及び納付時期は、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則（平成3年規則第44号）第19条及び別表の規定を準用する。

(簡便な方法による利用)

第14条 市長は、特定歴史公文書等（条例第13条の規定により利用させるものに限る。）について、条例第13条から第21条までに定める方法のほか、別に定めるところによる簡便な方法により利用させることができる。

(特定歴史公文書等の貸出し)

第15条 市長は、国、他の地方公共団体その他市長が適当と認めるものから学術研究、社会教育等の公共的目的を有する行事等において利用するために特定歴史公文書等の貸出しの申込みがあった場合は、別に定めるところにより、当該特定歴史公文書等を貸し出すことができる。

(実施機関による利用の特例)

第16条 条例第26条の規定により、実施機関が特定歴史公文書等の利用請求をする場合の手続については、第6条及び第7条の規定にかかわらず、別に定める。

(特定歴史公文書等の廃棄時の措置)

第17条 市長は、条例第27条の規定により特定歴史公文書等として保存されている文書を廃棄したときは、当該廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

特定歴史公文書等利用請求書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

請求者 住所
氏名

(法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

金沢市公文書等の管理に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の利用を請求します。

1 利用請求に係る特定歴史公文書等	請求番号 (簿冊ID又は文書ID)	目録に記載された特定歴史公文書等の名称 (簿冊名又は件名)
2 希望する利用の方法 ※	電磁的記録	<input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 複製物の交付 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付
	電磁的記録以外	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付

備考 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

特定歴史公文書等利用決定通知書

様

金沢市長

印

年 月 日付けで請求のあった特定歴史公文書等の利用について、次のとおり決定したので、金沢市公文書等の管理に関する条例第16条第1項の規定により通知します。

1 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	名称 (請求番号)
2 決定内容	<input type="checkbox"/> 全部利用
	<input type="checkbox"/> 一部利用
3 利用の日時及び場所	日時 年 月 日 時 分 場所
4 利用の方法	
5 利用に供しない部分及び理由	金沢市公文書等の管理に関する条例第13条第1項第 号に該当
6 上記理由が無くなる日(明らかである場合のみ記入)	年 月 日 (この日以後に改めて請求してください。)

備考 (この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。)

様式第3号 (第7条関係)

第 号
年 月 日

特定歴史公文書等利用制限決定通知書

様

金沢市長 印

年 月 日付けで請求のあった特定歴史公文書等については、次のとおり利用に供しないことと決定したので、金沢市公文書等の管理に関する条例第16条第2項の規定により通知します。

1 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	名称 (請求番号)
2 利用に供しない理由	金沢市公文書等の管理に関する条例第13条第1項第 号に該当
3 上記理由が無くなる日(明らかである場合のみ記入)	年 月 日 (この日以後に改めて請求してください。)

備考 (この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。)

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

特定歴史公文書等利用決定等期間延長通知書

様

金沢市長

年 月 日付けの特定歴史公文書等の利用請求については、次のとおり利用決定等の期間を延長しましたので、金沢市公文書等の管理に関する条例第17条第2項後段の規定により通知します。

1 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	名称 (請求番号)
2 延長前の期間の満了日	年 月 日
3 延長後の期間の満了日	年 月 日
4 延長の理由	

様式第5号 (第8条関係)

第 号
年 月 日

特定歴史公文書等利用決定等期間特例延長通知書

様

金沢市長

年 月 日付けの特定歴史公文書等の利用請求については、金沢市公文書等の管理に関する条例第18条の規定を適用し、次のとおり利用決定等の期間を延長しましたので、同条後段の規定により通知します。

1 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	名称 (請求番号)
2 利用請求があった日から起算して60日以内に利用決定等をする部分	
3 残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限	年 月 日
4 金沢市公文書等の管理に関する条例第18条(利用決定等の期限の特例)の規定を適用する理由	

様式第6号(第9条関係)

その1

第 号
年 月 日

特定歴史公文書等の利用に係る意見書の提出に係る通知書

様

金沢市長

金沢市公文書等の管理に関する条例第13条第1項の規定に基づき、次のとおりあなたに関する情報が記録された特定歴史公文書等の利用請求があったので、同条例第19条第1項の規定により通知します。

当該利用請求に係る特定歴史公文書等を利用に供することについてご意見があるときは、次の期限までに、別紙「特定歴史公文書等の利用に係る意見書」にご記入の上、提出してください。

1 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	名称 (請求番号)
2 利用請求があった日	年 月 日
3 当該特定歴史公文書等に記録されているあなたの情報の内容	
4 意見書の提出先	
5 意見書の提出期限	年 月 日

備考 指定した提出期限までに意見書を提出されないときは、特にご意見がないものとみなします。

その2

第 号
年 月 日

特定歴史公文書等の利用に係る意見書の提出に係る通知書

様

金沢市長

金沢市公文書等の管理に関する条例第13条第1項の規定に基づき、次のとおりあなたに関する情報が記録された特定歴史公文書等の利用請求があったので、同条例第19条第2項の規定により通知します。

当該利用請求に係る特定歴史公文書等を利用に供することについてご意見があるときは、次の期限までに、別紙「特定歴史公文書等の利用に係る意見書」にご記入の上、提出してください。

1 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	名称 (請求番号)
2 利用請求があった日	年 月 日
3 当該特定歴史公文書等を利用に供しようとする理由	
4 当該特定歴史公文書等に記録されているあなたの情報の内容	
5 意見書の提出先	
6 意見書の提出期限	年 月 日

備考 指定した提出期限までに意見書を提出されないときは、特にご意見がないものとみなします。

その3

第 号
年 月 日

特定歴史公文書等の利用に係る意見書の提出に係る通知書

様

金沢市長

金沢市公文書等の管理に関する条例第13条第1項の規定に基づき、次のとおり同項第1号エに該当するものとして意見を付された情報が記録された特定歴史公文書等の利用請求があったので、同条例第19条第3項の規定により通知します。

当該利用請求に係る特定歴史公文書等を利用に供することについてご意見があるときは、次の期限までに、別紙「特定歴史公文書等の利用に係る意見書」にご記入の上、提出してください。

1 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	名称 (請求番号)
2 利用請求があった日	年 月 日
3 当該特定歴史公文書等を利用に供しようとする理由	
4 当該特定歴史公文書等に付されている金沢市公文書等の管理に関する条例第8条第4項の規定による意見の内容	
5 意見書の提出先	
6 意見書の提出期限	年 月 日

備考 指定した提出期限までに意見書を提出されないときは、特にご意見がないものとみなします。

様式第7号(第9条関係)

その1

特定歴史公文書等の利用に係る意見書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

住所

氏名

(法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付で通知のあった特定歴史公文書等の利用についての意見は、次のとおりです。

1 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	名称 (請求番号)
2 上記特定歴史公文書等を利用に供する事に対する反対の意思の有無	有 ・ 無
3 利用に供することに反対する部分及びその理由	

その2

特定歴史公文書等の利用に係る意見書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

(実施機関名)

年 月 日付で通知のあった特定歴史公文書等の利用についての意見は、次のとおりです。

1 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	名称 (請求番号)
2 利用に関する意見の有無	有 ・ 無
3 利用に関する意見	

様式第8号(第9条関係)

第 号
年 月 日

特定歴史公文書等利用決定に係る通知書

様

金沢市長

印

年 月 日付けで通知しましたあなたに関する情報が記録された特定歴史公文書等について、次のとおりその全部(一部)を利用に供することと決定しましたので、金沢市公文書等の管理に関する条例第19条第4項の規定により通知します。

1 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	名称 (請求番号)
2 当該特定歴史公文書等に記録されているあなたの情報の内容	
3 利用に供することとした理由	
4 利用に供する日	年 月 日

備考 (この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。)

金沢市公文書等管理委員会規則をここに公布する。

令和4年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第35号

金沢市公文書等管理委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市公文書等の管理に関する条例(令和3年条例第2号)第30条第6項の規定により、金沢市公文書等管理委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、総務局文書法制課において行う。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市公文書館条例施行規則をここに公布する。

令和4年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第36号

金沢市公文書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市公文書館条例（令和4年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別整理期間)

第2条 条例第7条第3号に規定する市長が別に定める期間は、6月1日以後の最初の月曜日に当たる日から当該日の翌々日まで及び11月24日以後の最初の月曜日に当たる日から当該日の属する週の翌週の金曜日に当たる日までとする。

(館内利用)

第3条 金沢市公文書館（以下「公文書館」という。）の館内において特定歴史公文書等その他一般の利用に供する資料（以下「公文書館の資料」という。）を利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。

(入館の制限)

第4条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 公文書館の資料又は公文書館の建物、設備等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 動物（盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。）の類を携帯する者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月17日から施行する。

金沢市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則をここに公布する。

令和4年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第37号

金沢市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）の施行に関し、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(除却の必要性に係る認定の申請書に添付する書類)

第2条 省令第49条第1項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第102条第1項の規定による申請に係るマンションが同条第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していない旨の耐震診断の結果の妥当性を市長が適切であると認める者が証する書類
- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第33条第1項の表に掲げる付近見

取図、配置図及び各階平面図

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 法第102条第1項の規定による申請をしようとする者は、省令第49条第1項第2号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。
- 3 省令第49条第2項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1の（い）項に掲げる付近見取図、配置図及び各階平面図並びに同表の（ろ）項に掲げる図書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（容積率の特例に係る許可の申請書に添付する図書等）

第3条 省令第52条第1項に規定する規則で定める図書又は書面は、次のとおりとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 床面積求積図
- (5) 2面以上の立面図
- (6) 2面以上の断面図
- (7) 敷地面積求積図
- (8) その他市長が必要と認める図書又は書面
（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

令和4年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第38号

金沢市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（容積率の特例に係る許可の申請書に係る添付図書等）

第2条 省令第18条第1項に規定する規則で定める図書又は書面は、次のとおりとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 床面積求積図
- (5) 2面以上の立面図
- (6) 2面以上の断面図
- (7) 敷地面積求積図
- (8) その他市長が必要と認める図書又は書面

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

●金沢市規則第39号

職員の給与に関する条例施行規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
(職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例施行規則(昭和31年規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表第2市長の事務部局の項中「調査統計室長」を「交流拠点都市推進室長 調査統計室長」に、「交流戦略推進室長」を「国民文化祭推進室長」に、「農業センター所長 中央卸売市場事務局次長」を「農業センター所長」に、「地域コミュニティ活性化推進室長 近江町交流プラザ館長」を「近江町交流プラザ館長 市民センター所長(安原市民センター所長、押野市民センター所長、泉野市民センター所長、元町市民センター所長、湊市民センター所長及び本町市民センター所長を除く。)

生活衛生室長」に、「福祉健康センター所長 児童家庭相談室長」を「福祉健康センター所長」に、「西部管理センター所長」を「ゼロカーボンシティ推進室長 西部管理センター所長 設計技術管理室長 空き家活用推進室長」に、「建物安全対策室長」を「建物安全対策室長 がけ地対策室長」に、「交流拠点都市推進室長 検査員室長」を「検査員室長」に、「用水・惣構堀保全室長 市民センター所長(本町市民センター所長を除く。)

生活衛生室長 食品安全対策室長 民泊適正運営指導室長」を「安原市民センター所長 泉野市民センター所長 元町市民センター所長 湊市民センター所長」に、「児童相談所長 ゼロカーボンシティ推進室長」を「児童家庭相談室長 児童相談所長」に、「家庭ごみ対策室長 事業ごみ対策室長 環境エネルギーセンター所長 設計技術管理室長 空き家活用推進室長」を「環境エネルギーセンター所長」に、「がけ地対策室長 生活道路室長」を「生活道路室長」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「金沢市立工業高等学校長」を「教育施設等整備室長 金沢市立工業高等学校長」に、「家庭教育振興室長 中央公民館長」を「中央公民館長」に、「教育施設等整備室長 金沢市立工業高等学校教頭」を「金沢市立工業高等学校教頭」に、「生徒指導支援室長」を「生徒指導支援室長 玉川こども図書館長」に改める。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1アの表市長の事務部局の項中「保育所長、所長補佐」を「埋蔵文化財センター所長、保育所長、東部管理センター所長、所長補佐」に改め、「交流戦略推進室長」、「用水・惣構堀保全室長」、「金沢港活性化推進室長」及び「公設花き地方卸売市場事務局長、地域コミュニティ活性化推進室長」を削り、「新神田市民センター所長」を「浅川市民センター所長、新神田市民センター所長及び近江町市民センター所長」に改め、「在宅医療支援室長」及び「ゼロカーボンシティ推進室長」を削り、「家庭ごみ対策室長、事業ごみ対策室長、設計技術管理室長」を「西部環境エネルギーセンター所長、東部環境エネルギーセンター所長」に改め、「建物安全対策室長」及び「道路等管理事務所長」を削り、「中央卸売市場事務局次長」を「国民文化祭推進室長、金沢港活性化推進室長、公設花き地方卸売市場事務局長、浅川市民センター所長」に改め、「新神田市民センター所長」の次に「近江町市民センター所長」を、「幼児教育センター所長」の次に「ゼロカーボンシティ推進室長」を加え、「及び東部管理センター所長」を「設計技術管理室長、建物安全対策室長及び道路等管理事務所長」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「家庭教育振興室長」を削り、「泉野図書館副館長」の次に「玉川こども図書館長」を、「金沢海みらい図書館長」の次に「事務局担当局長」を加え、「事務局長補佐」及び「教育プラザ総括施設長」を削り、

	9級	教育次長の職務	を
	8級	教育プラザ総括施設長の職務	に
	9級	教育次長の職務	

改め、同表選挙管理委員会の事務部局の項を次のように改める。

選挙管理委員会の事務部局	5級	書記次長及び担当書記次長補佐の職務
	7級	書記長の職務

別表第1アの表監査委員の事務部局の項中「事務局次長補佐」を「事務局次長及び事務局次長補佐」に、「7級」を「8級」に、「事務局長及び事務局次長」を「事務局長」に改め、同表農業委員会の事務部局の項を次のように改める。

農業委員会の事務部局	5 級	事務局担当局長補佐の職務
	6 級	事務局長補佐の職務

別表第1ウの表中「食品安全対策室長、民泊適正運営指導室長、」を削り、同別表に次の1表を加える。

エ 医療職給料表(3) 等級別基準職務分類表

部局別	職務の級	職務
市長の事務部局	6 級	元町福祉健康センター所長の職務
	7 級	泉野福祉健康センター所長の職務

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第40号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則（昭和32年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1東京公舎5号の項の次に次のように加える。

東京公舎6号	東京都北区赤羽台1丁目5番7-806号	23,706円	37,584円
東京公舎7号	東京都墨田区立川4丁目5番10-201号	21,440円	27,840円

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第41号

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市児童福祉法施行細則（平成8年規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第8項第2号中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表第2の規定は、令和4年1月1日以後の助産施設における助産について適用し、同日前の助産施設における助産については、なお従前の例による。

令和4年(2022年)3月31日 印刷	発行人	金 沢 市
令和4年(2022年)3月31日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄